

11 国民健康保険財政の安定化について

(厚生労働省)

国民健康保険制度は、他の医療保険制度と比較して低所得者や高齢者の加入割合が高く、財政基盤が脆弱であるうえ、長寿化の急速な進展に伴う医療費の増嵩や長引く景気の低迷等により、その事業運営は極めて憂慮すべき状況にあります。とりわけ京都市ではこの傾向が顕著であり、住民税非課税世帯の割合が約7割を占め、特に中間所得者層を中心に被保険者の負担は限界に達しており、更に多額の累積赤字を抱えるなど、まさに非常事態ともいえるべき局面にあります。

このような状況のもと、平成15年3月に「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」が閣議決定されましたが、具体的な制度設計については示されておらず、引き続き議論されております。

国におかれては国民健康保険財政の運営が危機的な状況にあることをご理解いただき、国民健康保険財政の安定を図るため、次の事項を実現されますよう強く要望します。

要望事項

- 1 他の医療保険制度との負担の公平化はもとより、被保険者や地方自治体に負担を転嫁することなく制度が長期的に安定するような医療保険制度の抜本改革の早期実現
- 2 高齢者医療制度の見直しに当たっては、新たに被保険者や地方自治体の過重な負担を招かない改善
- 3 抜本改革の実現までの、国庫負担率の引上げなどの財政措置
- 4 国庫補助金の算定における保険料収納率による減額基準の引下げ
- 5 保険基盤安定制度（保険料軽減分）における応益割合による保険料減額基準の緩和若しくは低所得者加入割合等に応じた柔軟な運用
- 6 中間所得者層の保険料負担を軽減するという制度創設の趣旨に基づいた保険基盤安定制度（保険者支援分）の見直し

主な要望先：厚生労働省（保険局国民健康保険課）

本件に関する連絡先：保健福祉局 生活福祉部 保険年金課長 高田 昭 TEL075-213-5861

<参考>

1 京都市国保被保険者数の推移

年 度	10	11	12	13	14
被 保 険 者 数 (人)	426,890	440,958	454,911	465,855	478,443
社保加入離脱 (人)	16,077	17,698	17,166	15,788	17,477

2 老人加入割合推移

年 度	10	11	12	13	14
全医療保険制度平均 (%)	10.8	11.3	11.7	12.2	-
京都市国民健康保険 (%)	25.4	26.0	26.7	27.5	28.0

3 京都市国保応益割のみ世帯(住民税非課税世帯)の構成割合推移(一般分)

年 度	10	11	12	13	14
応益割のみの世帯 (%)	73.1	63.1	65.2	66.7	68.4

注 10年度は特例減額実施

4 保険基盤安定制度(保険料軽減分)

一定金額以下の低所得者層(応益割のみ世帯の大半が該当)に対する保険料の軽減制度。保険料軽減相当額について、国(1/2)、府(1/4)、市(1/4)が各々共同負担する。保険料軽減基準については、保険料に占める応益割合により異なる。(本市 ⑩予算応益割合54%、7割・5割・2割軽減実施)

本市の場合、低所得者世帯が年々増加しており(上記3)、所得割世帯特に中間所得者層の負担が増加している。保険料負担の公平化の観点から、応益割合の引上げが必要と考えられるが、下記軽減基準が設定されているため、見直しができない。

(応益割合による保険料軽減適用基準)

		軽 減 適 用 基 準
応 益 割 合	55%以上	6割・4割
	45%以上55%未満	7割・5割・2割
	35%以上45%未満	6割・4割
	35%未満	5割・3割 (当分の間6割・4割)